

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十七号

岐阜県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県生活保護法施行細則（昭和五十年岐阜県規則第九号）の一部を次のように改正する。

別記第三十四号の八様式を次のように改める。

第34号の8様式 (第16条の3関係)

年 月 日

就労自立給付金支給申請書

県事務所等の長 様

申請者 住所又は居所
氏名
個人番号

就労自立給付金の支給について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 保護を必要としなくなった事由
- 2 添付書類
- 3 世帯構成員

氏 名	性 別	生年月日
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)

別記第三十四号の十一様式中
「住所又は居所」「住所又は居所」を「氏名」「改める」
氏名「個人番号」

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県生活保護法施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県生活保護法施行細則の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整をしたものによることができる。

岐阜県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十八号

岐阜県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県県営住宅条例施行規則（昭和三十六年岐阜県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項第二号口中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令」に改め、同項第五号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

第六条を次のように改める。
(緊急連絡先の変更)

- 第六条 入居者は、前条の請書に記載された緊急連絡先を他の者に変更したときは、遅滞なく緊急連絡先変更届（別記第三号様式の二）を知事に提出しなければならない。
- 2 入居者は、前条の請書又は前項の緊急連絡先変更届に記載された緊急連絡先の住所、氏名又は電話番号に変更があったときは、遅滞なく緊急連絡先住所等変更届（別記第四号様式）を知事に提出しなければならない。

第十八条中「第二十六条第四号から第六号まで」を「第二十六条第五号から第七号まで」に改める。
別記第三号様式から別記第四号様式までを次のように改める。

第3号様式 (第5条、第21条、第21条の4関係)

年 月 日

岐阜県知事 様

請 書

年 月 日下記住宅の入居決定を受けましたので、入居の上は岐阜県県営住宅条例及び岐阜県県営住宅条例施行規則並びにこれらに基づく指示命令を堅く守り、家賃は、毎月末日までに必ずその月分を支払い、滞納することのないようにします。

記

家 賃		月額 金	円
建 物 表 示	所 在 地		
	住 宅 名		
	住 宅 番 号		
入 居 者	現 住 所		
	氏 名 等	年 月 日生	
緊 急 連 絡 先	現 住 所		
	氏 名 等	年 月 日生	
	電 話 番 号	(自宅) (携帯)	入居者との 関 係

- 備考 1 緊急連絡先は、原則、親族を記載すること。
2 緊急連絡先の記載内容が確認できる書類を添付すること。

第 3 号様式の 2 (第 6 条、第 21 条、第 21 条の 4 関係)

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
氏 名
電話番号

緊急連絡先変更届

このことについて、下記のとおり緊急連絡先を変更しましたので、届け出ます。

記

建 物 表 示	所 在 地			
	住 宅 名			
	住 宅 番 号			
旧 緊 急 連 絡 先	氏 名			
新 緊 急 連 絡 先	現 住 所			
	氏 名 等	年 月 日生		
	電 話 番 号	(自宅) (携帯)	入居者との 関 係	
変 更 の 理 由	1 旧緊急連絡先の者の死亡 2 旧緊急連絡先の者の所在不明 3 その他 ()			

- 備考 1 新緊急連絡先は、原則、親族を記載すること。
 2 新緊急連絡先の記載内容が確認できる書類を添付すること。

第4号様式（第6条、第21条、第21条の4関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
氏 名
電話番号

緊急連絡先住所等変更届

このことについて、下記のとおり緊急連絡先の住所等が変更になりましたので、届け出ます。

記

現 住 所	
緊急連絡先 氏 名	
電 話 番 号	(自宅) (携帯)

別記第十八号様式中「^①」を削り、

田	田
田	田
田	田
田	田
田	田

を

田	田	田	田
田	田	田	田
田	田	田	田
田	田	田	田
田	田	田	田

に

「現名義人氏名」を「現名義人氏名(署名)」と改める。
別記第十八号様式各次のように改める。

第 20 号様式(第 14 条、第 21 条、第 21 条の4、第 26 条関係)

管理人	監理員

年 月 日

岐阜県知事 様

住 宅 名 県 営 住 宅 棟 号 室

氏 名

電 話 番 号 (自 宅)
(携 帯)

県営住宅模様替え（増築）承認申請書

下記のとおり県営住宅の模様替え（増築）をしたいので承認されるよう申請します。

記

模様替え（増築）の 名 称	
使用場所及び面積	(別紙設計図のとおり)
工 事 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで(日(月)間)
模様替え（増築）を する目的及び理由	
住 宅 明 渡 し の 場 合 の 処 置	

第 30 号様式(第 27 条関係)

県営住宅駐車場使用許可申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 宅 名 県営 住宅 棟 号室

氏 名


電話番号

下記のとおり県営住宅の駐車場を使用したいので使用許可を申請します。

記

使 用 目 的	駐車場として			
使 用 場 所				
保 管 台 数	台			
保管する自動車	自動車登録番号	車 名	型 式	車 台 番 号

添付書類 誓約書

別記第二十四号様式及び別記第二十八号様式中「」を削る。
別記第三十号様式を次のように改める。

附則

- 1 この規則は、令和六年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に岐阜県県管住宅条例（昭和三十五年岐阜県条例第二号）第九條（同条例第三十六條及び第三十六條の四において準用する場合を含む。）に規定する入居者の決定及び同条例第二十二條第二項（同条例第三十六條及び第三十六條の四において準用する場合を含む。）に規定する入居の承継の承認がされている者については、この規則による改正前の岐阜県県管住宅条例施行規則（以下この項において「旧規則」という。）第六條（旧規則第二十一條及び第二十一條の四において準用する場合を含む。）及び別記第三号様式から別記第四号様式までの規定（これらの規定を旧規則第三十一條において読み替えて適用する場合を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、旧規則第六條第一項中「連帯保証人を定め、連帯保証人変更届（別記第三号様式の二）を」とあるのは、「緊急連絡先を定め、別に定めるところにより」とする。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別記第十八号様式、別記第二十号様式、別記第二十四号様式、別記第二十八号様式及び別記第三十号様式により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後のこれらの規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

告示 二示

岐阜県告示第五百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九條及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四條第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九條の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五條の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

第十四條第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五條の三の規定により告示する。

令和五年十二月十二日

岐阜県知事 古田 肇

名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
岐阜県厚生農業協同組合連合会 岐阜・西濃医療センター 西濃厚生病院		揖斐郡大野町下礪二九三番地一			令和	五	一〇	一	
いしぐるクリニック		土岐市泉町久尻五一六番地一七			同				
岐阜県厚生農業協同組合連合会 岐阜・西濃医療センター 西濃厚生病院		揖斐郡大野町下礪二九三番地一			同				
大垣みらいファミリー歯科+Kids		大垣市宿地町九六〇の三五			同				
調剤薬局G・Pファルマ武芸川店		関市武芸川町高野五八五番地			同				
ひがしの森内科クリニック		各務原市鷯沼山崎町三丁目四五			令和	五	一〇	一七	
東海内科・内視鏡クリニック 岐阜各務原院		各務原市那加桐野町二丁目三五番			令和	五	一一	一	
ふじわらみなみ診療所		郡上市美並町白山九四〇			同				
いびがわ診療所		揖斐郡揖斐川町三輪二四九七			同				
酒向 歯科 医院		恵那市長島町中野五一四の一四			同				
よねだ歯科クリニック		安八郡神戸町神戸一―二九の三			同				
アクア薬局各務原店		各務原市那加桐野町二の三三			同				

岐阜県告示第五百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十條の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

る法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
杏 林 齒 科	不破郡垂井町一五六四の一〇	令和 五・九・二五
岐阜県厚生農業協同組合連合会 岐阜・西濃医療センター 揖斐厚生病院	揖斐郡揖斐川町三輪二五四七の四	令和 五・九・三〇
いしくるクリニック	土岐市泉町久尻五一六の一七	同
安 藤 齒 科 医 院	大垣市青木町青木一一五	同
谷 川 齒 科 医 院	大垣市宿地町九六〇の三五	同
岐阜県厚生農業協同組合連合会 岐阜・西濃医療センター 揖斐厚生病院	揖斐郡揖斐川町三輪二五四七の四	同
ワコウ薬局 広見店	可児市広見字落田二四三九の一	同
調剤薬局G・Pファルマ武芸川店	関市武芸川町高野五八五	同
山田記念クリニック	各務原市鵜沼東町五丁目三九の二	令和 五・一〇・一六

居宅介護事業者等の名称
 揖斐川町長
 三三三

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地
 サービスの種類
 居宅介護事業所等の名称
 訪問看護 いびがわ診療所

居宅介護事業所等の所在地
 揖斐郡揖斐川町三輪二四九七
 令和 五・一・一

岐阜県告示第五百一十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を休止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
加藤齒科医院	可児市坂戸字大戸六六七の一	令和 五・七・三一

岐阜県告示第五百一十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

同	同	同
同	同	同
同	同	同
居宅療養 管理指導	介護予防 訪問看護	介護予防 居宅療養 管理指導
同	同	同

岐阜県告示第五百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

氏 名	施術所等の名称	施術所の所在地又は施術者の住所	指 定 年 月 日
龜 山 満寿美	龜 山 接 骨 院	関市小屋名一六三七 二	令和 五・二・一
降 旗 龍之介	フレアス在宅マツ サージ大垣施術所	大垣市木戸町四八五二二 アップ ルコート大垣木戸町三〇八号室	同
高 橋 基 嗣	接骨院たかはし	可児市広見二丁目一〇番地	同
永 友 一 八	パーム治療院	可児市土田五六六二 一	令和 五・二・一〇

同	同	同
同	同	同
同	同	同

岐阜県告示第五百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和五年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所
高山市丹生川町久手字細越谷五〇六の二二（国有林。次の図に示す部分に限る。）
五〇六の二一、五〇六の二二
 - 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 三 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部森林保全課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年十二月十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道の種類	路線名	区	間	区域変更	敷地の幅員	延長	備考
金 関	山 線	関市大字神野字本郷七三番一地从先から 同市大字同 字同 七五番地先まで			前	八・八 九・二	一〇・三	
					後	九・八 九・九	一〇・三	

岐阜県告示第五百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年十二月十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道の種類	路線名	区	間	区域変更	敷地の幅員	延長	備考
美 濃	加 線	関市大字志津野字中島三三八九番地先地内			前	一〇・一 一〇・二	一五・五	
					後	一〇・九 一〇・二	一五・五	

岐阜県告示第五百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年十二月十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道の種類	路線名	区	間	区域変更	敷地の幅員	延長	備考
板 白	取 鳥	関市大字板取字橋向一六四三番一地从先から 同市大字同 字同 一六四三番一〇地先まで			前	八・九 一四・六	九四・〇	
					後	一四・六 一四・四	九四・〇	

岐阜県告示第五百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年十二月十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道の種類	路線名	区	間	区域変更	敷地の幅員	延長	備考
河 神	合 岡	飛騨市神岡町柏原字ナシ 畑八九番一地从先から			前	六・一 三・九	三三・〇	

同市同町同字引桜 七一番一 地先まで	後	三・三 五・四	三三・〇
--------------------------	---	------------	------

岐阜県告示第五百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年十二月十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域又は 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
一般 国道	四百十七 号	大垣市赤坂新町四丁目二三三 番二地先から 同市赤坂町字川向二二八九 番一〇地先まで	二六三・一	令和 五・三・三	令和 三・九・七

岐阜県告示第五百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年十二月十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域又は 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
県道	赤坂 井線	大垣市赤坂東町四二番一 地先から 同市同町四二番二地先 まで	一三・〇	令和 五・三・三	令和 三・三・三

岐阜県告示第五百二十一号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第二十三号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和五年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
岡谷 2	本巢市根尾天神堂	次図のとおり	土石流

〔「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び本巢市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第五百二十二号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第五百七十二号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定に

より告示する。

令和五年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
東山 2	本巣市神海	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県岐阜土木事務所及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百二十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第二十四号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和五年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
岡谷 2	本巣市根尾天神堂	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県岐阜土木事務所及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百二十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第五百七十四号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和五年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
東山 2	本巣市神海	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百二十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和五年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
東山 2	本巣市神海	次の図のとおり	土石流
岡谷 2	本巣市根尾大河原	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び本業市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和五年十二月十二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社